

セクシュアル・ハラスメント防止と対策のための 九州教区基本方針

日本基督教団九州教区内の教会・伝道所・教団関係施設等はすべての人の人権が守られ、信仰の自由が保障される場である。社会に存在する構造的性差別を反映したセクシュアル・ハラスメントは信仰の自由・人格権（＝個人の尊厳）、労働権、学習権などの人権を守る立場から、決して許してはならない問題である。

1. 本方針の目的

九州教区は2000年に起きた教区内の教職によるセクシュアル・ハラスメント事件に関して、その被害者から2001年2月に訴えを受けた。しかし初動時点で加害者教職の擁護に回る等の過ちを犯し、この問題に対する意識の低さを露呈した。教区内外からの指摘を受け、2002年5月3日に「セクシュアル・ハラスメントに関する九州教区声明」を出してセクシュアル・ハラスメント対策特設委員会（以下「特設委」）を設置し、2003年に「日本キリスト教団九州教区セクシュアル・ハラスメント防止策・対応措置に関するガイドライン」（以下「旧ガイドライン」）を定め、取り組みを進めてきた。その間にも複数のセクシュアル・ハラスメント事象が起り、取り組みのさらなる継続・深化が求められている。

旧ガイドライン策定から相当の時間が経過したため、今回改めて今後の取り組みに資す目的で本方針を定める。九州教区は今後本方針に基づいて当該の取り組みを進め、旧ガイドラインは廃するものとする。

セクシュアル・ハラスメントとは何であるか、これに関して教会や個人がはらむ問題は何であるかが一層深く認識され、本方針に基づいて九州教区に連なるすべての人々が守られるように、また問題解決に向けた取り組みや被害者への対応を弁えて、セクシュアル・ハラスメントの防止となるように願うものである。

2. セクシュアル・ハラスメントの定義

セクシュアル・ハラスメントとは、「相手の意に反した歓迎されざる性的な言葉やふるまい」であり、それには強制的な性交などの深刻なものから、性差別的な意識に基づく軽挙妄動も含み、異性間だけでなく同性間でも起り得るものである。

セクシュアル・ハラスメントは、基本的に「相手の意に反した」「歓迎されざる」という受け手の主観的な尺度が基準となり、加害側の悪意の有無や故意か過失かなどは判断基準とならない。被害側が性的嫌悪感や不快感を持ったにもかか

ならず、それを回避または制止できない時点でセクシュアル・ハラスメントが成立し、その判断基準は時と場所、その人との関係性などから多岐に及ぶ。

3. 組織の設置

教区はセクシュアル・ハラスメント防止と対策のために、教区総会の承認のもとに特設委を設置する。特設委は以下の項に記す防止のための取り組み及び被害者対応について、常置委員会並びに伝道センター平和・人権部門と連携して各種の企画立案等の実務を担当するものとする。

教区はまた、教区内にセクシュアル・ハラスメント事案が発生した際には、被害者の申し出に基づいて常置委員会、平和・人権部門、当該地区などからなる調査委員会を設置し、その解決に向けて取り組むものとする。

4. 防止のための取り組み

セクシュアル・ハラスメントの最大の防止策は、その問題性を広く深く認識してもらうことである。そのために九州教区は「セクシュアル・ハラスメント公開研修会」を毎年開催し、各地区・各教会・伝道所における学習会の開催を呼びかける。学習会への講師派遣については平和・人権部門が窓口となり、規模を問わずどのような集まりでも特設委の協力のもとに講師を派遣する。

また学習資料として2003年に『学びのためのブックレット セクシュアル・ハラスメントと教会』（九州教区伝道センター平和・人権部門編）を発行した。現在は在庫がなくデータでの提供となっているが、今後もこれを利用して繰り返し学習を深めることとする。

すでに教区全教会・伝道所に、セクシュアル・ハラスメント相談窓口周知のためのポスター、リーフレット、カードを配布しているが、防止のための取り組みの一環としてこれらのアイテムが各教会・伝道所の目に付くところに掲示・設置されるよう協力を求めてゆく。また教区事務所には常に補充のために備えておくこととする。

5. 被害者支援のための対応

セクシュアル・ハラスメントに関する相談は、教区事務所を窓口として特設委が対応する。具体的な流れは以下の通り。

- ①被害者からの相談を、教区事務所が電話で受ける。
- ②教区事務所は、被害者に特設委担当委員の連絡先を伝え、被害者本人から担当委員に連絡してもらう。これは被害者の状況を優先するための手順である。
- ③特設委の担当委員が電話で相談を受ける。委員は守秘義務を負いつつ、可能

な限り被害者の必要に応じて弁護士、医師、カウンセラー等の関係機関と連絡を取る。

- ④今後の動きについて、被害者本人の希望を確認する。必要に応じて被害者との面接も行う。
- ⑤被害者が加害者に何らかの対応を求める場合、特設委は常置委員会に調査委員会の設置を要請し、取り組み状況を随時伝える等調査終了まで被害者に寄り添う。
- ⑥常置委員会は要請に基づいて調査委員会を組織する。
- ⑦調査委員会は必要な調査をし、調査報告書を作成して常置委員会に報告の後、解散する。報告書は個人が特定できないような形式で作成する。
- ⑧常置委員会は、調査委員会の報告を協議し、その結果と加害者への対応について被害者に報告する。

6. 基本方針の改定

常置委員会は、随時この基本方針を見直し、改定することができる。

2019年3月12日第5回常置委員会にて策定